

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

厚生労働省
公募資料

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 1 | 大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化 |
| 補助基準額 | 1, 200万円を上限とする。 ただし、採択数等により、補助基準額が変動することがある。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成 28 年 4 月から、障害者差別解消法が施行され、教育分野においても合理的配慮の提供が求められ、教育の機会の確保等の対応指針がまとめられたところ。</p> <p>現状の教育分野において、高等教育においては、特別支援教育等の支援はなく、障害のある学生に対する学内の介助や通学に対する支援は、ボランティアサークル等により行われているが、支援の状況によっては、選抜試験に合格しても、学内の介助や通学等に困難を抱える者もいる現状となっている。</p> <p>これらを踏まえ、平成 28 年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」において、大学の合理的配慮やボランティアサークル等の支援に加え、外部のヘルパーによる専門的な支援を行いつつ、重度障害者が大学に通うための支援モデルの確立について検証を行っている。</p> <p>当該モデル事業の実施過程では、ただ、大学側と、外部のヘルパーが役割分担して支援をすれば良いということではなく、障害学生と大学が主体となり、地域全体で、障害学生が通学できるような支援体制を構築していくことの重要性が言及されている。</p> <p>平成 29 年度においては、この点について更に分析を進め、重度障害者等に対する大学等における具体的な支援を効果的に行うための関係者による支援体制の構築等について評価・検証することが必要である。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>○ 支援体制整備や効果的な連携方法の体系化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等に通学する重度の障害がある学生（以下「学生」という。）に対し、通学や学校内における支援を実施しつつ、学生、学識経験者、障害福祉サービス事業者、教育機関、自治体等からなる検討委員会を設置する。また、当該検討委員会において大学側の支援体制確保や、外部ヘルパーの確保等について検討し、大学側の支援者と外部ヘルパー、地域のボランティア等による支援チームを設置する。 ・ 当該支援体制のもと、①通学や学校内における具体的な支援内容と、支援者間の連携方法も含めた支援計画の作成、②計画を踏まえた支援の実施や、タイムスタディによる支援チームにおける効果的な連携方法の把握等、③当該支援内容や支援計画の検討委員会におけるモニタリング、④モニタリング結果を踏まえた支援チームによる支援内容の見直しといったPDCAサイクルを確立する。 ・ 大学等と連携して、上記の流れを体系的に行えるよう取り組み、学生が大学に通うために、主体別に取り組むべき事項や時期、取り組む上での注意点等について提言を行う。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記取組についての報告書の作成。 ・ 法人のホームページにおける成果物の公表 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課／訪問サービス係（内線 3008、3092） |

事業実施計画書

| | |
|--------|------------------|
| 指定課題番号 | 地方公共団体名又は法人名 |
| 1 | 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 |

1 事業の内容

| | |
|--------------------------------|---|
| ①事業名 | 大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化 |
| ②国庫補助所要額 (様式 3 - 1 の F 欄の額) | 8, 000 千円 |
| ③事業実施予定期間 | 平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで |
| ④事業の具体的 計画内容 | <p>1 事業の目的</p> <p>厚生労働省の採択を受けて平成 28 年度に当会が実施した「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」(以下「平成 28 年度事業」)では、有資格者の職業ヘルパー(重度訪問介護従業者養成研修など)による通学中と学校内のヘルパー支援を提供しつつ、タイムスタディによってその支援内容を把握した。</p> <p>その結果、大学等側の提供する合理的配慮が大学等ごとに大きく異なることや、対象学生が学生生活を送るなかで大学等や他の学生との関わりが変化し支援内容も変化し得ることがわかった。しかし、平成 28 年度事業では、タイムスタディの手法によって支援内容を把握し、合理的配慮と福祉サービスの棲み分けを分析するに留まり、大学等や他機関との連携、平成 28 年度事業のサービス提供範囲、大学等側による合理的配慮との調整、支援内容の変化に伴う支援計画の見直しなどについては、十分な検証ができなかった。</p> <p>したがって、平成 28 年度事業における福祉サービスと合理的配慮の「役割分担」や「棲み分け」という視点から一歩進んで、本事業では、基礎的環境整備(たとえばバリアフリー状況)やその他の環境要因(たとえば専攻学部や校風)を含めた「相互関係」に着目し、これらの「連携」に力点を置いた支援体制の構築を実現し、その体系化モデルを提示する。</p> |

2 事業内容及び手法

①検討委員会の設置

学識経験者2人、障害学生支援団体から1人、障害学生の支援チームから相談支援専門員1人、障害当事者である当会役員1人、事業担当者から1人、の合計6人で検討委員会を組織する。

また、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省高等教育局学生・留学生課、市役所障害福祉担当課にもオブザーバー参加を依頼する。

②対象とする障害学生の選定

平成28年度事業の対象学生3人を、平成29年度も引き続き対象とする。これにより、ニーズと現状のアセスメントや関係機関への協力要請などの面で省力化を図る。また、進級による学生生活の変化やこれに伴う支援ニーズの変化も把握する。

③障害学生本人、大学等、ヘルパー事業所などに対するヒアリング

次項の「支援チームの設定」を検討するため、障害学生本人、大学等、ヘルパー事業所などに対して、以下の事項などをヒアリングを実施する。

- ・必要な支援内容に対して、複数の支援主体がある場合、役割分担を誰がどのように調整したか
- ・現在、具体的にどのような役割分担か
- ・不具合があった場合の役割分担の再調整等はどのような手続きで行われたか
- ・調整できていない不具合（充足されていないニーズ）が現在あるか
- ・どのようなシステムがあれば解決できると思うか
- ・相談支援専門員等の第三者が調整役になることをどう考えるか
- ・必要なチームの構成員は誰か
- ・地域のボランティアを活用することは考えられるか

④支援チームの開催

前項のヒアリング結果を踏まえ、障害者総合支援法に基づく計画相談支援のサービス担当者会議や、大学等が設置する「障害学生支援に関する専門委員会等」などを母体として、支援チームを組織する。障害学生本人、大学等、ヘルパー事業所、相談支援専門員、市役所障害福祉担当課などに、この支援チームへの参加を要請する。

⑤支援内容の検討と支援計画の作成（Plan）

平成28年度事業の成果も参照しつつ、支援チームにおいて支援内容の現状を検討し支援計画を作成する。

⑥支援の実施（Do）

支援計画に基づいて、当会がヘルパー支援を実施し、大学等が合理的配慮を提供する。

④事業の具体的な計画内容

| | |
|--------------------------|---|
| <p>④事業の具体的 計画内容</p> | <p>⑦支援内容のモニタリング（1回目）の実施（Check）</p> <p>支援計画の作成以降の支援内容を支援チームにおいてモニタリングし、必要に応じて支援計画を見直す。</p> <p>⑧モニタリング結果を踏まえた支援の実施（Action）</p> <p>モニタリング結果や支援計画に基づいて、当会がヘルパー支援を実施し、大学等が合理的配慮を提供する。</p> <p>⑨支援内容のモニタリング（2回目）の実施（ActionのCheck）</p> <p>1回目のモニタリング以降の支援内容を支援チームにおいてモニタリングし、必要に応じて翌年度以降の支援計画の見直し案を提示する。</p> <p>⑩検討委員会による課題の整理</p> <p>支援チームの開催、支援計画の作成、実施、モニタリングにおける課題を、検討委員会が整理する。</p> <p>⑪タイムスタディ調査について</p> <p>タイムスタディなどの統計的手法による調査については、内示額の制約から、今年度は実施を見送る。</p> |
| <p>⑤事業の効果及び 活用方法</p> | <p>1 狙いとする事業の成果</p> <p>1年間の支援内容の分析を踏まえ、検討委員会において、福祉サービス、合理的配慮、基礎的環境整備、その他の環境要因の相互関係や相乗効果、大学や福祉サービス事業者などによる支援体制の構築モデルについて評価・検証し、報告書を作成する。</p> <p>2 成果の公表計画</p> <p>①報告書の印刷</p> <p>報告書を100部印刷して公表する。</p> <p>②報告書のウェブサイト掲載</p> <p>報告書のPDF原稿を当会ウェブサイト (http://www.zensekiren.jp/)などに掲載して公表する。</p> <p>③事業成果の発表</p> <p>事業成果の発表の依頼があった場合には、可能な限りこれに応じる。</p> |

(注)

- 1 ①は、具体的な事業名を記載すること。
- 2 ④は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- 3 ⑤は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

2 事業の実施体制

(1) 検討委員会

| 番号 | 所属 | 氏名 | 報償費の 支払の有無 |
|--------------|---|----------------------------|--|
| 1 | 和洋女子大学 家政福祉学類 家政福祉学専修 准教授 | 高木 憲司 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 |
| 2 | 駒澤大学 大学院 法曹養成研究科 教授 | 對馬 直紀 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 |
| 3 | 全国障害学生支援センター 代表 | 殿岡 翼 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 |
| 4 | 特定非営利活動法人 いきいき福祉ネットワークセンター 指定特定相談支援事業所 「いきいき福祉相談支援センター」 管理者 / 相談支援専門員 | 野々山陽子 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 |
| 5 | 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 代表理事 | 大濱 眞 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 6 | 特定非営利活動法人 日本せきずい基金 | 池田 幸英 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 7 | | | 有 ・ 無 |
| 8 | | | 有 ・ 無 |
| 9 | | | 有 ・ 無 |
| 10 | | | 有 ・ 無 |
| 厚生労働省担当課・室職員 | | 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 | |

(注)

「報償費の支払の有無」の欄については、いずれかに○をすること。なお、内部役員・職員に対する報償費の支払いは不可。